

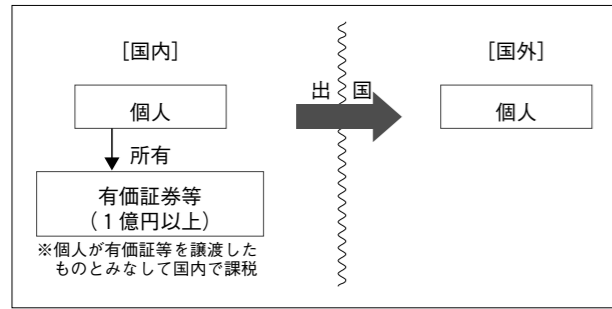
図表1 これまでの勘定設定期間と基準日

勘定設定期間	基準日
平成26年1月1日から平成29年12月31日まで	平成25年1月1日
平成30年1月1日から平成33年12月31日まで	平成29年1月1日
平成34年1月1日から平成35年12月31日まで	平成33年1月1日

図表2 勘定設定期間の改正

改正前	改正後
平成26年1月1日から平成29年12月31日まで	平成26年1月1日から平成29年12月31日まで
平成30年1月1日から平成33年12月31日まで	平成30年1月1日から平成35年12月31日まで
平成34年1月1日から平成35年12月31日まで	

図表3 対象者が国外に転出する場合



平成27年7月1日以後に国外転出をする者が、1億円以上の有価証券等、未決済信用取引等または未決済デリバティブ取引などの「対象資産」を所有しており、かつ、国外転出の日前10年以内に国内に住所または居所を有していた期間の合計が5年超である場合には、国外転出のときに、その対象資産について以下に掲げる金額で譲渡等がある

- ↓ 国外転出時の時価等または決済損益
- ②前記①以外の場合
↓ 国外転出の予定日の3ヵ月前

この改正は、平成30年以後の勘定設定期間にかかる「非課税適用確認書の交付申請書」について適用される。

この改正は、平成30年以後の勘定設定期間にかかる「非課税適用確認書の交付申請書」には住所の記載および住民票など「基準日における国内の住所を証する書類」の添付は必要なくなる。

今回の改正により、「非課税適用確認書の交付申請書」には住所の記載および住民票など「基準日における国内の住所を証する書類」を添付する必要があった。

この改正は、平成30年以後の勘定設定期間にかかる「非課税適用確認書の交付申請書」には住所の記載および住民票など「基準日における国内の住所を証する書類」の添付は必要なくなる。

今回の改正により、「非課税適用確認書の交付申請書」には住所の記載および住民票など「基準日における国内の住所を証する書類」を添付する必要があった。

1. 金融証券税制

NISAの勘定設定期間拡大 確認書類の添付要件も緩和

国外転出時課税制度の取扱いが明確に

個人番号を告知していると
交付申請書の提出が不要に

NISA関連の改正
↓ 一覧表8ページ

- (1) 「非課税適用確認書の交付申請書」の添付書類の廃止
NISA口座を利用するには、そのNISA口座を開設しようとする金融機関に「非課税適用確認書の交付申請書」を提出する。この書類には住所を記載し、住民票などの「基準日における国内の住所を証する書類」を添付する必要があった。

- (2) 勘定設定期間の拡大
NISA口座には「勘定設定期間」というものが設けられており、NISA口座開設期間中、この勘定設定期間に定められる基準日ごとに、住民票など住所が確認できる書類を証券会社などの金融機関に提出する必要があった(図表1)。

- (3) 「非課税適用確認書の交付申請書」の提出をみならず場合
NISA口座を開設し非課税の適用を受ける場合は、前述のとおり勘定設定期間ごとに「非課税適用確認書の交付申請書」に住民票等の住所を確認できる書類を添付しなければならない。

株式を持って国外転出すると
含み益が課税対象に

2
国外転出時課税制度の改正
↓ 一覧表8~9ページ

以下では、国外転出時課税制度の概要について触れたいので、今回の改正事項の中からポイントとなるものを紹介する。

この改正は、平成30年以後の勘定設定期間にかかる「非課税適用確認書の交付申請書」には住所の記載および住民票など「基準日における国内の住所を証する書類」の添付は必要なくなる。

今回の改正により、「非課税適用確認書の交付申請書」には住所の記載および住民票など「基準日における国内の住所を証する書類」を添付する必要があった。

この改正は、平成30年以後の勘定設定期間にかかる「非課税適用確認書の交付申請書」には住所の記載および住民票など「基準日における国内の住所を証する書類」の添付は必要なくなる。

今回の改正により、「非課税適用確認書の交付申請書」には住所の記載および住民票など「基準日における国内の住所を証する書類」を添付する必要があった。